

府中市教育委員会高速フルカラープリンター賃貸借契約 仕様書

1 品名の名称及び数量

高速フルカラープリンター 1 台

2 納入場所

府中市教育センター 1 階 (府中市元町 1 番地 5)

3 納入期限

令和 5 年 6 月 3 0 日 (金) 午後 3 時までとする。また、納入にあたっては本教育委員会と協議を行い、納入期限までに納入・検品・設定等の確認を終了すること。

4 賃貸借期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 5 年間。

5 支払条件

賃貸借契約による 5 年間の分割払い (6 0 回) とする。

保守・修繕費用を含めた月払いのリース対応とし、契約は受注者、受注者推薦のリース会社及び本教育委員会の三者契約 (リース会社を兼ねる場合は二者契約) とする。

この契約は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とし、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

6 印刷機仕様

解像度	3 0 0 dpi 相当以上 (読み取り・書き込み)
最高排紙速度 (モノクロ・カラー)	A 4 横片面 : 7 5 枚 / 分以上 A 4 横両面 : 7 3 枚 / 分以上
用紙サイズ	最大 : 2 9 7 mm × 4 2 0 mm (A 3 相当) 最小 : 1 0 0 mm × 1 4 8 mm (はがきサイズ相当)
給紙方法及び容量 (6 4 g / m ² 普通紙の場合)	給紙カセット : 6 0 0 枚 × 4 段以上 手差しトレイとあわせて 2 , 5 5 0 枚以上
スキャン機能	カラーレスキャナーであること A 4 ・ 1 0 0 枚以上の原稿を一度にセット可能なもの
フィニッシャ	ステープルができること

ステープル機能	最大ステープル可能枚数：50枚以上（A4） ステープル止め：1箇所、2箇所
機器の大きさ	幅2,500mm×奥行900mm以内
本体消費電力	最大1,000W以下（オプションは含まない）
電源	AC100V
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・納品時にインクを各色一本ずつ用意すること ・LAN接続での使用は想定していないため、クライアントパソコンへのプリンタードライバーのインストールや、スキヤナーの設定については、不要であること ・消耗品（インク・トナー・ステープル）買い取り方式とすること ・既存機器の搬出・廃棄費用を含めること （搬出・廃棄機器：EPSON LX-10000） ・紙詰まりなどのトラブルに対し、使用者が安全かつ容易に対処できること
備考	<p>月間想定印刷枚数：52,877枚</p> <p>参考機種：EPSON LX-7550MFシリーズ</p>

7 納入機器の保守

(1) 保守内容

- ① 定期的に保守点検（半年に1回以上）を行うこと。
- ② インク・トナー・ステープル以外の消耗品は保守に含むこと。
- ③ 保守サービス体制が広島県内にあり、概ね1時間以内にエンジニアによる十分な保守が図れること。また、5年間にわたり修理、部分提供を円滑に行い得る体制を確保すること。

(2) 保守期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間。

8 初期対応

機器の初期不良については、全て交換対処すること。また、納入後1年間に通常の使用による破損、不具合等が生じた場合は、無償で修理を行うこと。

9 機器の搬入及び据付

- (1) 納入に伴う全ての必要事項は、教育部教育政策課職員の指示に従い行うこと。

(2) 搬入設置作業に伴い発生した廃棄物は、受注者が持ち帰り適切に処分すること。

10 入札書作成方法

入札書に記載する金額は、納入機器の本体価格のほか、既存機器の撤去・廃棄費用、機器搬入・据付その他諸経費、設定及び調整費、保守・修繕費用を含めたリース料の5年間(60ヶ月)の合計額とする。

契約にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。**

また、受注者、受注者推薦のリース会社及び本教育委員会の三者契約の場合は、「第三者をして機器の貸付を行えることの証明書」を提出すること。

11 その他

- (1) 物品は新品を用意すること。
- (2) 運用に必要なマニュアル及び資料等を1部提供すること。
- (3) 機器の導入時には、操作説明を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、本教育委員会と協議の上、必要事項を決定すること。